



OBA MJ 連載

Vol.32 行政連携

大阪弁護士会行政連携センター／近弁連管内6単位会共催シンポジウム

Vol.32-2 「よりよい地方自治の実現と弁護士会の役割～地方自治体と弁護士会との連携の実践～」アンケート集計結果の報告

行政連携センター運営委員会 副委員長 堀 正典

今回のシンポジウムには、地方自治体の首長、自治体職員、大学教授、弁護士など、地方自治体と弁護士会との連携に興味をもっている大勢の方々に参加いただくことが出来ました。以下では、本シンポジウム参加者にご回答いただいたアンケートの結果について報告します。当アンケートの結果から、自治体のニーズや弁護士の関心など、今後の行政連携のあり方を探る上で、貴重なヒントを得ることができるものと思います。

1. アンケート回答者の内訳

アンケート回答者の内訳は、自治体関係者（首長・職員）47名、弁護士7名、大学関係者3名の合計57名でした。なお、出席者は、128名（自治体関係者62名、弁護士59名、大学関係者7名）であり、回答率44.5%でした。

2. 参加の動機について

(1) 自治体関係者の参加動機

自治体関係者の主な参加動機は、自治体と弁護士会がどのような連携か可能か知りたい、所管業務とプレゼンテーションの内容が重なるため、法律関係者との連携が増加しているため、任期付公務員採用を考えているためなどでした。

住民の権利意識の高まりや、自治体におけるコンプライアンスの強化などを背景に、弁護士・弁護士会との連携のニーズがあることが再確認できました。

また、相当数の自治体が任期付公務員の採用を検討しており、情報やノウハウを求めていることが分かりました。

● 自治体関係者の参加の動機

- 他の自治体が弁護士会とどのような連携をしているのか知りたい
- プレゼンテーションの内容が所管業務と関係していたため

- 法務知識の習得や実践例の把握など行政職員としての知見を高めるため
- 業務上（障がい者、DV、人権啓発、高齢者問題など）、法律関係者との連携が増加しているため
- 任期付公務員の採用を考えているため
- 任期付公務員に関する自治体職員のプレゼンテーションがあったため
- 片山前鳥取県知事の講演があったため

(2) 弁護士の参加動機

弁護士の参加動機には、他会の行政連携の状況を知りたい、自治体の顧問をしているからというものがありました。行政連携に関する弁護士間での意見交換や勉強会などのニーズがあるものと考えられます。

(3) 大学関係者の参加の動機

参加の動機に、ロースクール生に対する教育のヒントを得るためというものがありました。ロースクールでの行政関係法の講義やゼミで、行政連携という分野に弁護士会や自治体関係者が取り組んでいることを伝えることは、行政連携の将来的な担い手を育てることに資するものだと考えます。

3. 第2部 片山善博氏（元鳥取県知事 元総務大臣）による記念講演についての感想

片山氏には、「地方自治体における法曹との連携－その課題と可能性－」というテーマでご講演いただきました。

片山氏の講演の中では、「人事を尽くして最後は裁判に従う」という言葉がありました。行政に対してクレームや苦情があっても、やるべきことを誠実にした上で裁判を起こされたのであれば仕方がない、事なかれ主義で妥協するよりも、むしろ裁判に結果を委ねるべきだという主旨の言葉です。アンケート結果ではこの言葉が印象に残ったという意見が複数ありました。現場で働く自治体職員においても、同じような問題意識や悩みを持たれているように感じました。

また、片山氏からは、地方議会は立法機関であり、条例を制定して執行機関である行政をコントロールしなければならない、地方議会は条例制定権の分野で法律の専門家である法曹と連携すべきであるという話もありました。アンケートではこの話についても印象に残ったという意見が複数ありました。

なお、「参加後の印象として、どのパートが最も有意義でしたか」というアンケートに対しては、65%（52名中34名）の方が、第2部の片山氏の講演と回答していました。

● 片山氏の講演内容について印象に残ったこと・感想

- 元知事としての経験をふまえた内容で勉強になりました。
- 鳥取県において職員にコンプライアンスが浸透していく過程や地方議会における法曹活躍の重要性
- 法曹との連携の必要性
- 地方議会や行政委員会における法曹の活用について

4. 自治体職員へのアンケート

自治体職員の方に、下記項目についてアンケートをしました。回答は以下のとおりです。

(1) 行政連携のお品書きのどの分野に関心があるか？

お品書きのうち自治体職員の方が関心のある分野は、多岐にわたっており、特定の分野に集中するということはありませんでした。自治体職員の方は、自身の所管業務について関心を持たれる傾向があるので、弁護士・弁護士会としては、自治体の各業務に沿ったかたちで、法的サービスを提案していく必要があると感じました。

● 回答があった分野

法律相談、弁護士推薦、講師派遣（コンプライアンス・債権回収・民暴・行政対象暴力）、自治体債権回収、女性の権利、学校問題・いじめ問題、自死問題、DV問題、弁護士向けの研修の外部開放、障がい者・触法障がい者の助言者派遣、高齢者障がい者虐待対応専門チーム派遣、共同研究、条例制定の弁護士推薦、外部監査の受託、遺言・相続の講師派遣

(2) 実際に取り組んでいる弁護士会との連携で役立っているものは何か？

弁護士会との連携で役に立っているものとして、研修の講師、法律相談（市民向け・職員向け）、債権回収、クレーム対応、高齢者障がい者虐待対応専門チームの派遣などが挙げられていました。専門性が高く、自治体職員では対応が難しい業務が数多く挙げられていました。やはり、弁護士であるからこそできることという付加価値を示すことが重要であると感じました。

● 自治体と弁護士会との連携のうち役に立っているもの

職員向け倫理研修、職員向けの法律相談（リーガルサポーターズ制度含む）、任期付公務員、債権回収、市民向け法律相談、高齢者障がい者虐待対応専門チーム派遣、クレーム対応

(3) 弁護士会への要望

弁護士会への要望としては、自治体との交流を望む声や、行政連携の取り組みの事例を紹介して欲しいという要望があり、弁護士会が積極的に情報を発信していく必要性の高さを感じました。

また、各弁護士がどの分野に長けているかがわかるようにして欲しいという要望もありました。弁護士会として、自治体がニーズに合った弁護士にアクセスしやすい環境を作ることの重要性を感じました。

● 自治体関係者から弁護士会への要望

- 日常的な業務において気楽に法律相談をしたい
- 本シンポジウムのような事例の発表会を開いて欲しい
- 自治体と積極的に交流して欲しい
- 自治体向けの法務研修をして欲しい
- 弁護士の専門分野が分かるようにして欲しい
- 行政に対する23条照会の記載方法について、弁護士と自治体で意見交換会をすべきである。